

## 消費税過誤徴収分還付のお知らせ

水道管設置工事時に納めていただいております設計審査手数料や、指定給水装置工事事業者の指定を受けるための指定手数料などに対し、誤って消費税を徴収していたことが判明しました。誤って徴収した消費税分について還付させていただくため、対象者の方には、10月末より順次水道課から、還付金額および還付方法を記載した通知をお送りしております。

通知を受けられた方は、お手数をおかけいたしますが、同封の「還付請求書」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒(切手不要)にて、**12月31日(月)**までの返信にご協力くださいますようお願いいたします。

通知の送付先については、工事申請書に記載されております「申込者(手数料納付者)」様宛に送付しております。

還付の対象になると思われる方で、通知が届いていない方は、水道課までお問い合わせください。

## 【還付対象者】

(1)平成9年度から平成29年度の間、新築や改築などにより、給水装置の新設、増設または変更工事の申請を行った際、次の手数料を納めた方。

- ①設計審査手数料
- ②竣工検査手数料
- ③工事申込手数料

(2)平成17年度から平成29年度の間、指定給水装置工事事業者指定申請書を提出した際、次の手数料を納めた方。

- ①指定工事業者指定手数料

※水道料金にかかる消費税ではありません。

※還付金詐欺にご注意ください。

## 【お問い合わせ先】

市水道課(田浦町字中西103番)

☎32・6188/FAX35・0647

Mail:suidou@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

## 地域密着型サービス事業者を公募

11月25日まで受付

小松島市では、「小松島市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所の整備を推進しています。

地域密着型サービスとは、介護の認定を受けた方々が住み慣れた地域で生活する支援するものです。

については左記期間、地域密着型サービス事業者を公募しています。応募資格などについて、市ホームページにてご確認ください。

## 【公募する地域密着型サービス】

◎定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◎小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

◎認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

## 【参加表明書受付締切日】

平成31年1月25日(金)

## 【提案書類などの提出期限】

平成31年2月28日(木)

## 【お問い合わせ・申込先】

市介護福祉課(市役所1階⑦番窓口)

☎32・3507/FAX35・0272

Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

